

加古川市生活支援ハウス運営事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって高齢者福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は加古川市とする。ただし、利用者及びサービス内容の決定を除き、事業の運営の一部を介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定通所介護事業所となる老人デイサービスセンター等を経営する者であって、適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人に委託することができるものとする。

(実施施設)

第3条 この事業は、居住部門を指定通所介護事業所に合わせ、又は当該事業所の隣地に整備した小規模多機能施設（以下「生活支援ハウス」という。）において実施するものとする。

(利用対象者)

第4条 この事業の利用対象者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 原則として市内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし、夫婦のみの世帯又はそれに準ずる者
- (2) 介護保険法による要介護・要支援認定において非該当若しくは要支援認定を受けた者又はそれに準ずる者
- (3) 親族による積極的な支援を受けることが困難な者
- (4) 高齢等のため独立して生活することに不安のある者
- (5) 別に定める収入基準に該当する者

2 市長が、必要と認める場合については、前項の規定にかかわらず、生活支援ハウスを利用することができる。ただし、利用期間は、市長が必要と認めた期間とする。

(事業内容)

第5条 この事業の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住居を提供すること。
- (2) 利用者（第9条の規定により、利用の決定を受けた者をいう。以下同じ。）に対する各種相

談、助言を行うとともに緊急時の対応を行うこと。

(3) 利用者が虚弱化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行うこと。

(4) 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供等を行うこと。

(利用定員)

第6条 居住部門の利用定員は10名とする。ただし、緊急時に利用することのできる1室については確保するように努めるものとする。

(職員配置等)

第7条 この事業の実施に当たっては、指定通所介護事業所の職員のほか、居住部門の利用人員に応じて、常勤1名及びその他必要な生活援助員を配置するものとする。

2 夜間帯については、宿直体制をとるものとする。

3 生活援助員は、指定通所介護事業所の職員の協力を得て、第5条第2号、第3号及び第4号に定める事業を行うほか、居住部門の管理を行うものとする。

4 生活援助員は、原則としてホームヘルパー養成研修等一定の研修を受講した者でなければならない。

(利用申請)

第8条 生活支援ハウスを利用しようとする者は、加古川市生活支援ハウス利用申請書(様式第1号)に次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第2項に該当する者は、後日に添付書類を提出することができる。

(1) 健康診断書

(2) 収入申告書

(利用の決定及び通知)

第9条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、利用の可否を決定し、加古川市生活支援ハウス利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知する。また利用の決定を行った場合は、加古川市生活支援ハウス利用依頼書(様式第3号)により施設に通知するものとする。

(利用料)

第10条 利用者は、居住部門に係る利用料として、別表に掲げる額を負担するものとする。

2 月の途中で入居、又は退去した場合における利用者のその月に係る利用料は、日割計算によるものとする。

(届出)

第11条 利用者は、生活支援ハウスの利用を必要としなくなったときは、速やかに加古川市生活支援ハウス利用変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(利用決定の取消)

第12条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活支援ハウスの利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (2) 前条に該当したとき。
- (3) その他市長が利用について不相当と認めるとき。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(加古川市生活支援ハウス入所判定委員会設置要綱の廃止)

- 2 加古川市生活支援ハウス入所判定委員会設置要綱(平成15年4月28日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第 10 条関係）

生活支援ハウス居住部門利用料（月額）

1 生活支援ハウス居住部門利用者負担基準

対象収入による階層区分		利用者負担額
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条の規定により生活保護の受給決定を受けている者（生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和 29 年 5 月 8 日社発第 382 号厚生省社会局長通知）に基づく生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置を受けている者を含む。）で構成されている世帯	0 円
B	900,000 円以下	0 円
C	900,001 円～1,000,000 円	6,000 円
D	1,000,001 円～1,100,000 円	11,000 円
E	1,100,001 円～1,200,000 円	16,000 円
F	1,200,001 円～1,300,000 円	21,000 円
G	1,300,001 円～1,400,000 円	24,000 円
H	1,400,001 円～1,500,000 円	27,000 円
I	1,500,001 円～1,600,000 円	30,000 円
J	1,600,001 円～1,700,000 円	33,000 円
K	1,700,001 円～1,800,000 円	36,000 円
L	1,800,001 円～1,900,000 円	39,000 円
M	1,900,001 円～2,000,000 円	42,000 円
N	2,000,001 円～2,100,000 円	47,000 円
O	2,100,001 円～2,200,000 円	52,000 円
P	2,200,001 円～2,300,000 円	57,000 円
Q	2,300,001 円～2,400,000 円	62,000 円
R	2,400,001 円以上	67,000 円

（注）この表における「対象収入」とは前年の収入（1月から6月までは前々年の収入とする。）（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

2 生活費等の実費

居住部門の利用に伴う光熱水費、食費等の実費については、施設を運営する社会福祉法人に支払うものとする。